

「山鹿版プログラミング学習」指導補助及び効果検証業務委託 基本仕様書

1 委託業務名

「山鹿版プログラミング学習」指導補助及び効果検証業務委託

2 委託の目的

本市では、eスポーツを活用したにぎわいづくりとして「e-City YAMAGA プロジェクト」を展開しており、世代や職業、ハンディキャップの有無等の垣根を超えた幅広い交流促進や今後さらに需要が高まるICT人材の育成を図る取り組みを行っている。

令和3年度から「e-City YAMAGA プロジェクト」の一環としてSwitchを活用したプログラミング学習を実施しており、「山鹿版プログラミング学習」を導入している小学校に対し、教職員用プログラミング学習マニュアルを活用し、授業へのスムーズな導入、教職員の負担軽減及び児童の学習理解を高めることを目的としている。

また、プログラミング学習を受けた児童にどのような影響があったのか効果測定を行うことで、普及促進及び他地域展開に繋げる。

3 委託業務の内容

(1) 山鹿版プログラミング学習指導補助

Nintendo Switch ソフト「ナビつき！つくってわかる はじめてゲームプログラミング」を使用し授業を実施。対象となる小学校と協議の上、プログラミング学習指導の補助を行うこと。なお、学習指導補助においては「山鹿版プログラミング学習マニュアル」を活用すること。

① 講師の選定・確保・派遣

プログラミングの授業を実施する講師は、教育機関等でプログラミング学習の授業実績があること。また、Nintendo Switch の機器を使用し授業を実施するため、操作方法を理解し、機器のエラーに対応できる者であること。

② 講師との連絡・事前調整

③ 教職員用プログラミング学習マニュアルの内容確認

④ 教職員からの質問等への対応

《派遣小学校》

小学校名	生徒数	クラス数	実施希望時期	派遣回数
八幡小学校	36名	1クラス	6月上旬～6月下旬	2回
大道小学校	41名	2クラス	6月上旬～6月下旬	2回
めのだけ小学校	44名	2クラス	6月上旬～6月下旬	2回
山鹿小学校	128名	4クラス	6月中旬～7月中旬	8回
三玉小学校	20名	1クラス	6月中旬～7月中旬	2回
鹿北小学校	21名	1クラス	9月中旬～10月中旬	2回
菊鹿小学校	38名	1クラス	11月上旬～12月上旬	2回
鹿本小学校	79名	3クラス	11月中旬～12月中旬	6回

※指導内容は1クラスあたり90分1コマとし、各クラス2コマ実施。大道小学校とめのだけ

小学校は、2クラス合同で授業を実施するものとする。
※児童人数は、変動する場合がある。

【山鹿市備品】

- ・Nintendo Switch 本体（ネオンブルー・ネオンレッド）245台
- ・ナビつき！つくってわかる はじめてゲームプログラミング 245本 を配備済み
- ・大型モニター

(2) 山鹿版プログラミング学習効果検証

民間企業が持つ実績、専門的なノウハウや技術を用いて、山鹿版プログラミング学習の効果検証を行うこと。

① アンケートの作成、集計、分析、まとめ

ア 対象者

令和8年度山鹿版プログラミング学習の授業を受ける児童

イ 分析内容

令和8年度山鹿版プログラミング学習の授業を受ける児童の授業前後の比較

ウ 回答方法

アンケートフォームを活用

※アンケートフォームは受託者が作成する。

※学校への依頼は市が実施する。

エ アンケート内容

- ・アンケート内容を作成する前と提案内容を基に、打合せの場を設けること。
- ・児童の行動・意識等の変化が分かる設問とし、提案すること。

オ 集計方法

受託者が作成したアンケートフォームを基に集計を行う。

カ 分析方法

アンケートを基に、分析方法を提案すること。

キ 分析結果

分析結果を対外的に示せるよう、根拠を明確とした内容とすること。また、分かりやすいようグラフ等を活用し、資料を作成すること。

4 委託期間

契約締結の日から令和9年3月26日（金）まで

5 成果品

業務委託完了にあたっては、次の内容を含む業務完了報告書を提出すること。

① 山鹿版プログラミング学習指導補助

- ・授業内容（教員・児童からの質問や対応等も含む。授業実施の都度共有すること。）
- ・各小学校の授業風景
- ・各小学校に対する講師のコメント等
- ・その他授業で使用した資料

② 山鹿版プログラミング学習効果検証

- ・分析結果、考察（グラフ等を用いて、分かりやすくすること。）

- ・分析までのスキームが分かる資料

6 著作権等

- ・本業務において作成するすべての資料及び電子データについて、第三者（山鹿市及び受託業者以外の者）が所有する素材を用いる場合には、受託者により著作権処理等を行うこととする。
- ・受託者は、委託者が承認した場合を除き、業務上知り得た情報を第三者に漏らし、又は、他の目的に使用してはならない。当該業務委託終了、又は解除された後においても同様とする。特に、個人情報に関わる情報の取扱いについては、十分注意を払うとともに、市の指示に従うものとする。
- ・受託者は、成果物が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果物に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。
- ・委託業務により作成した成果物及び新たに撮影した画像の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）は、山鹿市に帰属する。
- ・使用する映像（写真を含む。）の被写体が人物の場合、肖像権の侵害が生じないような措置をとること。

7 留意事項等

- ・事業の実施に当たっては、山鹿市と十分協議の上実施すること。

8 問合せ先

仕様書等について、質疑がある場合は、下記担当まで、メールにて提出すること。

【問合せ先】

山鹿市教育委員会 学校教育課学校教育指導室

TEL:0968-43-1391

Email: gshidou@city.yamaga.kumamoto.jp